

現金一律10万円の支給について【特別定額給付金(日本政府)】

日本政府は、新型コロナウイルス感染症を受けた経済支援策として、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記載されている者を対象とし一人あたり10万円を支給することとしました。

この給付を受けるには、市区町村から郵送された申請書に必要事項を記入し返送する、またはオンラインで申請(マイナンバーカードが必要)することが必要です。

国内在住の外国人も対象(※)となります。

申請の受付開始日、および給付開始日は市区町村により異なります。申請期限は、申請受付開始日から3ヶ月以内です。

(※)2020年4月27日時点で有効な「在留カード」を持っており、住所を市区町村に届出している(住民票を登録している)外国人の方

！！給付金を装った詐欺等に注意！！

給付金を装った詐欺等の発生も想定されます。市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めめることは、絶対にありませんので、注意してください。

関連ウェブサイト

- ・[NHK <How to apply for and receive your 100,000-yen handout>](#)
- ・[総務省<特別定額給付金>](#)
- ・[東京藝術大学<新型コロナウイルス感染症への対応について／経済的支援情報>](#)